

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧 (平成30年3月版)					新 (平成30年10月版)					編 章 節 条 項 以下 (項目見出し)	新条文	改定理由			
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項						
1	3	3	2	1	1	1	3	3	2	0	1	1.一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（以下「JIS認証工場」という。））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「監査合格工場」という。）等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）（以下「JIS A 5308」という。）に適合するものを用いなければならない。 (2) JIS認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、 現場近くのJIS認証工場の出荷能力等の制約から調達ができない場合は、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られること及び該当工場の配合設計及び品質管理などについて確認の上、JIS認証工場からの調達が可能である理由について記述した書面を提出し、監督員の確認を得なければならない。 なお、その場合でも、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号 ）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により 製品にJISマークを表示する 認証を受けた 製品を製造している工場 （以下「JIS認証工場」という。））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐 ※ しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「監査合格工場」という。）等）から選定しなければならない。 (2) JIS認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、 使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（ コンクリート主任技士等 ）が常駐 ※ しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 ※受注者は、技術者（コンクリート主任技士等）の資格証（登録証も可）及び同技術者が所属工場と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる書面により、常駐の確認をしなければならない。なお、監査合格工場は、これを省略することができる。	運用の改定
1	3	3	2	2	1	1	3	3	2	2	1	2. JISのレディーミクストコンクリート	受注者は、 監査合格工場 で製造されたJIS A 5308に適合するレディーミクストコンクリートについては、必要に応じて 配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、レディミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 なお、受注者による臨場、確認等については、表1-3-1のとおりとする。	受注者は、 第1編1-3-3-2第1項(1) により選定した工場が製造した JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、 第1編1-3-3-2第1項(1) により選定した工場が製造する JISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	運用の改定
1	3	3	2	3	1	1	3	3	2	3	1	3. JIS以外のレディーミクストコンクリート等	受注者は、JIS認証工場以外の工場 で製造したレディーミクストコンクリートを用いる場合、JIS認証工場であってもJIS A 5308以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合、JIS認証工場であるが監査合格工場以外の工場で製造したJIS A 5308を用いる場合には、必要に応じて配合に臨場し、また、製造会社の材料試験結果、レディミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料により、監督員の確認を得なければならない。 また、受注者は、レディーミクストコンクリートの打設時には、必要に応じて当該工事の主任技術者または監理技術者か、コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格を有する技術者を立会させなければならない。 なお、受注者による臨場、確認等については、表1-3-1のとおりとする。	受注者は、 第1編1-3-3-2第1項(2) に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、 設計図書及び第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。 また、 バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	運用の改定
1	3	3	2	3	10	1	3	3	2	3	1	表1-3-1 受注者による臨場、確認等	(削除)	運用の改定	
1	3	3	2	5	1	1	3	3	2	0	1	5.レディーミクストコンクリートの品質検査	受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308により実施しなければならない。 なお、 製造会社等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場しなければならない。 また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。	受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。 なお、 生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場しなければならない。 また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。	表現の修正
2	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	第2編	材料編		
2	2	0	0	0	1	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料		
2	2	9	0	0	1	2	2	9	0	0	1	第9節	種子、芝及びそだ		

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成30年3月版）					新（平成30年10月版）										
編	章	節	条	項 以下	現行条文	編	章	節	条	項 以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由		
3	2	2	0	0			3	2	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
3	2	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 IV下部構造編）（平成24年3月）	3	2	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
3	2	3	0	0	1	第3節 共通の工種	3	2	3	0	0	1	第3節 共通の工種		
3	2	3	14	3	1	3. PC緊張の施工	3	2	3	14	0	1	3. PC緊張の施工		
3	2	3	14	3	12	(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）20.8 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成24年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	14	0	12	(8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	適用すべき諸基準の更新	
3	2	14	0	0	1	第14節 法面工（共通）	3	2	14	0	0	1	第14節 法面工（共通）		
3	2	14	2	0	1	3-2-14-2 植生工	3	2	14	2	0	1	3-2-14-2 植生工		
							3	2	14	2	14	1	14. 植生基材吹付工に用いる植生基材	(1)植生基材吹付工に用いる植生基材を使用する場合は、「浄水発生土を混合した植生基材使用促進要領」（以下「要領」という。）に基づき認定された浄水発生土を混合した植生基材（以下「認定製品」という。）の使用を原則とする。なお、認定製品の調達ができない等の理由により、監督員の了解を得られた場合は認定製品以外の製品を使用することができる。ただし、設計変更の対象とはしない。 (2)受注者は、認定製品の使用にあたっては、要領第7条第1項に基づき県土整備部長が発行した認定証を使用材料確認願、土木工事承諾願に含め監督員に提出し、確認を受けなければならない。 (3)認定製品には、以下に示す兵庫県浄水場から発生した浄水発生土が使用されているものとし、県営浄水場の浄水発生土販売証明書を使用材料確認願、土木工事承諾願に含め監督員に提出しなければならない。 県営浄水場：多田浄水場（〒666-0126 川西市多田院字巖除6-3 猪名川広域水道事務所） 三田浄水場（〒669-1314 三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所） 神出浄水場（〒651-2313 神戸市西区神出町田井字長原3-1 東播磨利水事務所） 船津浄水場（〒679-2101 姫路市船津町字平田4552-1 姫路利水事務所） (4)受注者は、現地納品された製品について、要領第9条第1項による浄水発生土マークの表示を確認するものとする。	特記仕様書の作成手引き（案）の内容を明記
3	2	14	2	14	1	14. 植生シート工 植生マット工	3	2	14	2	15	1	14. 植生シート工 植生マット工	受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。 (2) 受注者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。	
3	2	14	2	15	1	15. 植生筋の施工	3	2	14	2	16	1	15. 植生筋の施工	受注者は、植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。	
3	2	14	2	16	1	16. 植生筋の帯間隔	3	2	14	2	17	1	16. 植生筋の帯間隔	受注者は、植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。	
3	2	14	2	17	1	17. 植生穴の削孔	3	2	14	2	18	1	17. 植生穴の削孔	受注者は、植生穴の施工にあたり、あらかじめマークした位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければならない。	
3	2	14	2	18	1	18. 植生穴の埋戻し	3	2	14	2	19	1	18. 植生穴の埋戻し	受注者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。	
6	0	0	0	0	1	第6編 河川編	6	0	0	0	0	1	第6編 河川編		
6	4	0	0	0	1	第4章 水門	6	4	0	0	0	1	第4章 水門		
6	4	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準		
6	4	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	6	4	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
6	4	2	0	0			6	4	2	0	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
6	4	2	0	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）	6	4	2	0	0	7	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成30年3月版）					新（平成30年10月版）												
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由	
6	4	2	0	0	7	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）（平成24年3月）	6	4	2	0	0	8			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
6	5	0	0	0	1	第5章	6	5	0	0	0	1	第5章				
6	5	2	0	0	1	第2節	6	5	2	0	0	1	第2節				
6	5	2	0	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）（平成24年3月）	6	5	2	0	0	6			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
6	5	2	0	0			6	5	2	0	0	7			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
6	5	2	0	0	7	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 III コンクリート橋編）（平成24年3月）	6	5	2	0	0	8			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（III コンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
6	5	2	0	0	8	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）（平成24年3月）	6	5	2	0	0	9			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
8	0	0	0	0	1	第8編	8	0	0	0	0	1	第8編				
8	1	0	0	0	1	第1章	8	1	0	0	0	1	第1章				
8	1	2	0	0	1	第2節	8	1	2	0	0	1	第2節				
8	1	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）（平成24年3月）	8	1	2	0	0	5			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
8	1	2	0	0			8	1	2	0	0	6			日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新	
8	1	11	0	0	1	第11節	8	1	11	0	0	1	第11節				
8	1	11	5	0	1	8-1-11-5	8	1	11	5	0	1	8-1-11-5				
8	1	11	5	1	4	図8-1-2	8	1	11	5	1	4	図8-1-2			掲載箇所の変更	
8	3	0	0	0	1	第3章	8	3	0	0	0	1	第3章				
8	3	10	0	0	1	第10節	8	3	10	0	0	1	第10節				
8	3	10	3	0	1		8	3	10	3	0	1	8-3-10-3			掲載箇所の変更	
8	3	10	3	1	1		8	3	10	3	0	1			受注者は、銘板の設置にあたっては、設計図書に指定されたものを除き、図8-3-1の様式寸法を標準として、監督員の指示する箇所に取付けなければならない。なお、材質は石造品を標準とし、文字等は彫り込みとする。	掲載箇所の変更	
8	3	10	3	1	4		8	3	10	3	1	4	図8-3-1 工事歴板			掲載箇所の変更	
10	0	0	0	0	1	第10編	10	0	0	0	0	1	第10編				
10	1	0	0	0	1	第1章	10	1	0	0	0	1	第1章				
10	1	2	0	0	1	第2節	10	1	2	0	0	1	第2節				

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧（平成30年3月版）					新（平成30年10月版）									
編	章	節	条	項 以下	現行条文	編	章	節	条	項 以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
10	5	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成24年3月）	10	5	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	5	2	0	0	9	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成20年1月）	10	5	2	0	0	10	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月）	誤字の修正
							10	5	2	0	0	14	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
							10	5	2	0	0	15	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	6	0	0	0	1	トンネル（NATM）	10	6	0	0	0	1	トンネル（NATM）	
10	6	2	0	0	1	適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	1	適用すべき諸基準	
							10	6	2	0	0	18	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
							10	6	2	0	0	19	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	7	0	0	0	1	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	1	コンクリートシェッド	
10	7	2	0	0	1	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	1	適用すべき諸基準	
10	7	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IIIコンクリート橋編）（平成24年3月）	10	7	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0			10	7	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IIIコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IV下部構造編）（平成24年3月）	10	7	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	7	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成24年3月）	10	7	2	0	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
							10	7	2	0	0	21	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
							10	7	2	0	0	22	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	8	0	0	0	1	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	1	鋼製シェッド	
10	8	2	0	0	1	適用すべき諸基準	10	8	2	0	0	1	適用すべき諸基準	
10	8	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 II鋼橋編）（平成24年3月）	10	8	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	8	2	0	0			10	8	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	8	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編 IV下部構造編）（平成24年3月）	10	8	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	8	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成24年3月）	10	8	2	0	0	6	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
							10	8	2	0	0	23	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
							10	8	2	0	0	24	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	9	0	0	0	1	地下横断歩道	10	9	0	0	0	1	地下横断歩道	
10	9	2	0	0	1	適用すべき諸基準	10	9	2	0	0	1	適用すべき諸基準	
							10	9	2	0	0	6	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
							10	9	2	0	0	7	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	10	0	0	0	1	地下駐車場	10	10	0	0	0	1	地下駐車場	
10	10	2	0	0	1	適用すべき諸基準	10	10	2	0	0	1	適用すべき諸基準	
							10	10	2	0	0	6	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
							10	10	2	0	0	7	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	11	0	0	0	1	共同溝	10	11	0	0	0	1	共同溝	
10	11	2	0	0	1	適用すべき諸基準	10	11	2	0	0	1	適用すべき諸基準	
							10	11	2	0	0	6	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
							10	11	2	0	0	7	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新
10	12	0	0	0	1	電線共同溝	10	12	0	0	0	1	電線共同溝	
10	12	2	0	0	1	適用すべき諸基準	10	12	2	0	0	1	適用すべき諸基準	
							10	12	2	0	0	4	日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月）	適用すべき諸基準の更新

